

平成２０年度 都区財政調整の取扱いについて

平成２０年度の都区財政調整については、平成２０年度都区財政調整決定方針（平成２０年８月８日決定）に基づき区別算定が行われたが、その後の調整税等の動向を踏まえ、下記により取り扱うものとする。

記

第一 交付金の総額

平成２０年度東京都一般会計予算において、調整税等が減額補正されることに伴い、交付金の総額を減額するものとする。

第二 普通交付金算定残の取扱い

交付金総額を減額した後の、最終的な普通交付金の算定残については、地方自治法施行令第２１０条の１３及び都区財政調整条例第６条第３項の規定に基づき、再調整は行わず、特別交付金に加算し、各区に共通する臨時的な経費である次の事項に充当する。

- １ 緊急経済対策事業（原油高対応、緊急融資分、雇用対策等）
- ２ 妊産婦健康診査費（妊婦健診６～１４回分）
- ３ 住民税フラット化に伴う所得変動による住民税の歳出還付金

第三 今後の措置

上記事項について、各区の特別交付金３月交付分の申請に基づき交付する。

平成20年度都区財政調整の取扱い概要

1 交付金の総額 999,976百万円
(当初算定対比△16,639百万円)

(1) 普通交付金 949,977百万円 (当初算定対比△15,807百万円)

(2) 特別交付金 49,999百万円 (当初算定対比 △832百万円)

2 普通交付金算定残の額 4,779百万円 (A) + (B)

(1) 当初算定残額 20,586百万円 (A)

(2) 税収減による交付金の減 △15,807百万円 (B)

3 普通交付金算定残の取扱い

普通交付金算定残については、特別交付金へ加算し、次の事項に充当する。

- ・ 緊急経済対策事業 (原油高対応、緊急融資分、雇用対策等)
- ・ 妊産婦健康診査費 (妊婦健診6～14回)
- ・ 住民税フラット化に伴う所得変動による住民税の歳出還付金